

# 電子署名を用いた電子契約サービスに関する整理について

---

令和2年10月

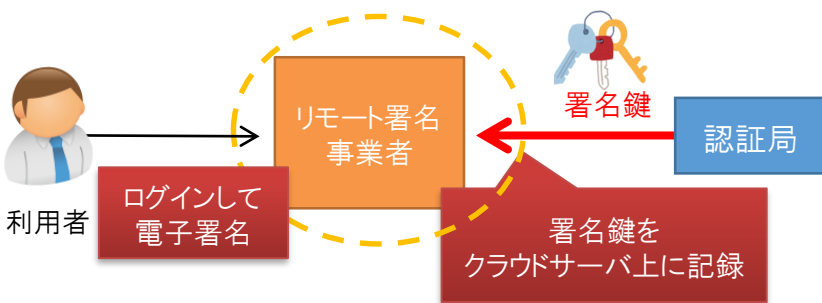
サイバーセキュリティタスクフォース事務局

紙や押印を前提とした制度や慣習の見直しに関する経済財政諮問会議等における議論を踏まえ、規制改革推進会議において、民間事業者間の商取引等における押印廃止や電子署名の使い勝手の改善に関する課題が指摘された。（規制改革に関する答申(R2.7.2)、規制改革実施計画(R2.7.17 閣議決定)）

## 【課題】

- リモート署名※等について、電子署名法上の位置づけが不明確であること。  
※ クラウド上のサーバに利用者自身の署名鍵を格納し、利用者が当該サーバにリモートでログインした上で行う電子署名  
➔ 総務省、法務省、経済産業省が、論点に対する回答を5月12日の規制改革推進会議 成長戦略WG(第10回)で公表。
- 民間事業者間の商取引等について、押印を廃止した場合の懸念点があること。  
➔ 内閣府、法務省、経済産業省が、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、懸念点に答えるQ&Aを6月19日に公表。
- クラウド技術を活用した立会人型電子署名(利用者の指示に基づきサービス提供者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービス)について、電子署名法における取扱いが不明確であること。  
➔ 総務省、法務省、経済産業省が、立会人型電子署名と電子署名法第2条1項の関係を整理したQ&Aを7月17日に公表。
- 立会人型電子署名について、電子署名法第三条の真正成立に係る推定効※は働かないと解釈されているなど、使い勝手に改善点があること。  
※ 文書の真正な成立の推定(推定効)とは、本人の意思に基づいて文書が作成されたことについて、反論がない限り、裁判で証拠として扱われることをいう。  
➔ 総務省、法務省、経済産業省が、立会人型電子署名と電子署名法第3条の関係を整理したQ&Aを9月4日に公表。

## 【リモート署名のイメージ】



## 【立会人型電子署名のイメージ】



## 電子署名法第2条第1項(電子契約サービスに関するQ&A(令和2年7月17日 総務省、法務省、経産省)関係)

○ 電子署名及び認証業務に関する法律

### 【定義】

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

## 電子署名法第3条(電子契約サービスに関するQ&A(令和2年9月4日 総務省、法務省、経産省)関係)

○ 電子署名及び認証業務に関する法律

### 【電磁的記録の真正な成立の推定】

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの)に限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

## 民事訴訟法第228条(押印についてのQ&A(令和2年6月19日 内閣府、法務省、経産省)関係)

○ 民事訴訟法

### 【文書の成立】

第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

- 2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
- 3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。
- 4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

# ＜参考＞デジタル改革関係閣僚会議における河野大臣発言

本年9月23日に開催されたデジタル改革関係閣僚会議において、河野内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、規制改革、行政改革、国家公務員制度）より、行政のオンライン化・デジタル化における押印について、下記の発言があった。

## 発言抜粋

- 行政のオンライン化・デジタル化を妨げるものの1つに、判子がございます。民間から行政機関に申請などの手続が必要なものは2万2千件余りありますが、その内の約半分1万1千件に押印を求める手続がございます。
- (略)印鑑証明が必要なもの、あるいは銀行印が必要なものや契約書以外の形態で、どうしても判子を残さなければならないような手続があれば、9月中にお届けをいただき、それ以外のものについては速やかに廃止をすることにしたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。
- また、霞が関の各省庁の中で、出勤簿や稟議書に判子を押ししているところがございますが、これもなるべく速やかにリモートでできるようなものに切り替えていただきたいと思います。(略)判子を押しするためだけに霞が関に来たという実例がかなり散見されますので、(略)特に役所内のものについては速やかにやめていきたいと思っております。